

労働総研 ニュース

No.388・389

2022年7・8月

発行 一般社団法人労働運動総合研究所(略称:労働総研) rodo-soken@nifty.com

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501

☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 <http://www.yuiyuidori.net/soken/>

一般社団法人労働運動総合研究所 2022年度定時社員総会議案

第1号議案 2020-21年度事業報告 (2020年6月1日～2022年5月31日)

1 「一般社団法人労働運動総合研究所」 設立に至る意義と経過

(1) 設立に至るまでの経過

労働総研は、「労働運動の必要に応えるとともに国民生活の充実向上に資すること」を目的に1989年12月に設立し、今日に至るまで、全労連と協力・共同して労働運動の前進に役立つ政策立案のための調査研究、資料・情報の提供などを行ってきました。しかし今日、労働組合運動とともに労働運動関係の研究分

野をとりまく環境も厳しく、労働総研は財政的な困難や会員の高齢化、新規会員の減少など、困難な状況に直面しています。

2020年の定例総会で労働総研は、今後の組織と活動のあり方を検討する「研究部会体制のあり方に関する検討チーム」を設置しました。その検討の中で、これまでの「権利能力なき社団」から、早急に「一般社団法人」に移行すべきとの意見が出され、企画委員会、常任理事会で検討・討議を進め、昨年(21年)6月の理事会において一般社団法人の設立に向けた作業を行っていくことが満場一致の承認を得ました。前後して法人設立申請や定款認証など、まことに煩雑で難解な準備作業を精力的に重ね、専門家の協力も得て12月15日に東京法務局に設立申請を行い、「一般社団法人労働運動総合研究所」(以下、一般社団法人・労働総研)の設立に至りました。

なお、これまでの「権利能力なき社団」である労働総研は、残務処理等のため、しばらくの間、存続します。

(2) 一般社団法人設立の主な理由・意義

①持続可能な研究所へ発展させる観点から厳しい状況を乗り越え、労働総研に期待される役割を果たすためには、会員拡大による会費収入の増大を図ること、労働組合運動の要

一般社団法人労働運動総合研究所 2022年度定時社員総会議案	
第1号議案 2020-21年度事業報告	1
第3号議案 2022年度事業計画	6
研究部会報告他	8
一般社団法人労働運動総合研究所 2022年度定時社員総会招請状	9
労働運動総合研究所 2022年度定例総会招請状	10

望に応えた研究活動とその成果を生み出すこと、とくに若手研究者・組合活動家にとって魅力のある研究所に発展させることが求められています。

労働総研を「一般社団法人」に移行することは、労働総研の社会的な信頼感・貢献を高めることが不可欠であり、より民主的で機動的な組織運営体制を構築する必要があります。

②「権利能力なき社団」としての労働総研が抱える問題を打開する観点から

労働総研の現事務所（故・神尾京子氏より遺贈）は実質的には労働総研の所有物ですが、「権利能力なき社団」である労働総研は不動産登記の名義人になることはできず、これまで代表理事あるいは代表理事経験者の個人名義（現在は3人）となっており、相続問題の発生や名義人への負担といったリスクが払しょくできません。

さらに事務所入居マンションは、東日本大震災の被災や老朽化により、耐震脆弱性、建物の一部が欠損しており、財政的にも売却の可能性があります。しかし個人名義では不動産取引を行うことは極めて困難です。こうした状況を解消するためには、「権利能力なき社団」から「一般社団法人」に移行して、法人への所有権移転登記を行う必要があります。

現在、司法書士に所有権移転登記の手続きを依頼しており、総会までには手続きが完了する見込みとなっています。

2 会員の状況

2022年5月31日現在の会員数は、個人会員212人、団体会員61団体で、2020年6月以降の入会は8人、退会は48人・2団体でした。個人会員の退会理由の大半は退職、高齢、病気で、死亡による退会も11人いました。

3 総会・理事会などの開催

（1）2020—21年度定例総会の開催

2020年8月1日に2020—21年度定例総会を開催しました。新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、会場開催を見合わせ、急ぎよ初

めのオンライン総会に切り替え、委任状、書面による議決権行使を含め、提案された議案は全員一致で承認されました。

（2）理事会、常任理事会、企画委員会の開催

2020—21年度は、以下のとおり理事会、常任理事会、企画委員会を開催しました。新型コロナウイルス禍でほとんどがオンライン開催でしたが、一般社団法人の設立に向けた準備を進めるため、通常は常任理事会に先立って開いている企画委員会は例年の2倍を上回る開催回数となりました。

① 理事会

第1回＝2021年7月24日（活動報告、会計報告、予算案、労働総研の一般社団法人化について）

第2回＝2022年5月21日（活動報告、会員の一般社団法人への移行について、財産の一般社団法人への移行について、会計処理に関する件）

② 常任理事会

第1回＝2020年10月4日（活動報告、入・退会の承認、2020—21年度の体制、年間スケジュール案、研究部会申請の承認、研究所プロジェクトについて、研究部会体制のあり方に関する検討チームの発足について）

第2回＝2021年1月23日（活動報告、入会の承認、研究部会体制のあり方に関する検討チームについて、事務所にに関する問題、研究所プロジェクトについて、研究部会代表者・研究会責任者会議）

第3回＝2021年4月24日（活動報告、研究所プロジェクトについて、労働総研の一般社団法人化について、全国研究交流会に向けて）

第4回＝2021年7月24日（活動報告、入・退会の承認、研究部会運営委員の承認、会費の納入状況と長期未納者への対応、全国研究交流会について、会費口数削減の要望について）

第5回＝2021年10月30日（活動報告、入・退会の承認、『労働総研クォーター』編集委

員の承認、一般社団法人への移行に向けた件、研究部会体制のあり方に関する検討チームの検討状況、研究部会への支出について)

第6回=2022年2月5日(活動報告、入・退会の承認、一般社団法人設立について、研究部会体制のあり方に関する検討について、会計処理に関する問題について)

③ 企画委員会

第1回(2020/9/12)、第2回(2020/11/20)、第3回(2021/3/11)、第4回(2021/4/17)、第5回(2021/6/13)、第6回(2021/7/10)、第7回(2021/8/27)、第8回(2021/10/5)、第9回(2021/11/30)、第10回(2021/12/25)、第11回(2022/1/10)、第12回(2022/2/5)、第13回(2022/3/3)、第14回(2022/4/10)、第15回(2022/5/14)

4 活動報告

(1) 研究所プロジェクト(「労働組合への若者結集の条件」)

2018-19年度から始まった研究所プロジェクト(2020年定例総会で、プロジェクトの中心的課題を「働く貧困と若者」から、アンケート調査の状況を踏まえて「労働組合への若者結集の条件(労働組合への組織化)」に変更)について、21年9月4日開催の全国研究交流会で若者調査の結果報告と意見交換を行いました。

さらに、アンケート調査を補強するため、21年1月から6月にかけて聞き取り調査を行いました。新型コロナ禍でさまざまな制約(対面での聞き取りが行えず、大半がZoomでの聞き取りなど)を受けましたが、21人の若者から聞き取りを行うことができました。

研究所プロジェクトの中心である若者調査の分析結果については、上記の聞き取り調査の内容も加え、『労働総研クォーター』No.121(2021年秋季号)に掲載しました。

若者調査推進のために会員に呼びかけた募金には、36人の会員から35万5,000円が寄せられ、アンケート調査、聞き取り調査などに活用させていただきました。ご協力をいただき

た会員のみなさんにお礼を申し上げます。

(2) 研究部会の活動

各研究部会の活動については、アニュアル・リポートを「労働総研ニュース」No.367・368、2020年10・11月号=2019年度、No.377・378、2021年8・9月号=2020年度で報告しました。

2020年度、21年度は新型コロナ禍で研究部会の活動にも大きな制約が生じましたが、研究部会によってはオンライン開催とするなど研究会の開催に努めました。各部会の20年度、21年度の開催状況は以下のとおりです。

□賃金・最低賃金問題研究部会 14回(2020年=6/29、7/27、9/28、10/26、12/14。2021年=2/8、3/8、4/12、6/19、9/20、11/15、12/6。2022年=3/14、5/2。うち8回はオンライン開催)

□女性労働研究部会 11回(2020年=7/21、9/24、11/12。2021年=3/25、7/19、9/2、11/15、12/23。2022年=2/3、3/24、5/19。うち5回はオンライン開催)

□中小企業問題研究部会 7回(2020年=6/12、11/13。2021年=3/29、7/14、12/14。2022年=2/22、4/18)

□労働時間・健康問題研究部会 7回(2020年=9/4、11/6。2021年=3/26、6/25、12/3。2022年=3/25、5/13)

□労働組合研究部会 15回(2020年=7/29、9/5、10/14、11/11。2021年=4/12、5/24、6/14、7/5、8/23、9/22、10/25、11/17、12/9。2022年=1/14、2/17)

□労働運動史研究部会 7回(2021年=5/10、7/7、9/29、12/8。2022年=2/2、3/7、4/18。すべてオンライン開催)

□社会保障研究部会 4回(2020年=6/28、8/30。2021年=7/23。2022年=4/17。うち2回はオンライン開催)

□関西圏産業労働研究部会 9回(2020年=8/30。2021年=2/27、6/5、8/8、11/30、12/11。2022年=1/9、2/12、3/5。すべてオンライン開催)

(3) 全国研究交流会

定例総会未開催年に開いている全国研究交流会を21年9月4日にオンラインで開催しました。交流会は、第1部＝研究部会からの報告と意見交換、第2部＝「若者の仕事と暮らしに関するアンケート調査」の分析結果の報告を内容としました。全国研究交流会では、新型コロナ対策に関する緊急アピール(後掲)の提案が代表理事から行われ、参加者一同の賛同で確認しました。

(4) 研究会の設置

2020-21年度は、雇用問題研究会と労働者の連帯の再構築についての研究会が開かれました。このうち、雇用問題研究会は『労働総研クォーターリー』No.122(2022年冬季号)の特集「コロナ危機による雇用と働き方の変貌と政策・運動の課題①」で成果を発表しました。

(5) 研究部会体制のあり方に関する検討チームの開催

研究所プロジェクト中心の研究体制を確立するという2018年定例総会の確認に基づき、20年定例総会では、今後の財政の見通しも考慮しながら研究部会のあり方についての検討を急ぐこととし、そのための検討チーム(「研究部会体制のあり方に関する検討チーム」)を発足させることとしました。

検討チームは代表理事、事務局長など7人で構成し、2020年12月18日に第1回会合を開き、その後、2021年3月19日、5月21日、6月19日、9月26日、10月30日、2022年3月25日、4月10日と、これまでに8回の会合を開きました。加えて、21年10月30日、22年5月21日には研究部会責任者との意見交換も行ってきました。

検討チームは、今年の総会までに報告をまとめ、今後の研究部会体制のあり方について総会方針に反映させることをめざしてきました。しかし、新型コロナ禍で十分な検討が行えなかったこと、一般社団法人化に向けた作業を優先させざるを得なかったこと、長年に亘って行われてきた研究部会活動に大きな影

響を与えることから研究部会との十分な意見交換・意思疎通が必要であることなどから、性急に結論をまとめることは避け、22年度も引き続き検討を続ける必要があると判断しました。

(6) 『国民春闘白書』および『社会保障運動入門』の発行

全労連との共同編集で、『2020年国民春闘白書』(2020年11月)、『2021年国民春闘白書』(2021年11月)を作成・発行(学習の友社)しました。

また、社会保障研究部会は、社会保障運動の発展とそのための担い手・活動家づくりを進めるため、『社会保障運動入門―人間らしく生きるために―』(学習の友社)を2021年11月に発行しました。

(7) 春闘提言の発表

各年の春闘を前にした時期に、「2021年春闘提言 今こそ内部留保を活用して日本経済の再生産を!―新型コロナ危機をチャンスに―」(2021年1月18日)、「2022年春闘提言 新自由主義からの転換に相応しい賃上げを―低成長だから賃金を上げられないのか、賃金を上げないから成長できないのか―」(2022年1月13日)を発表し、厚生労働省記者会に資料提供するとともに、ホームページおよび「労働総研ニュース」に掲載しました。

(8) 『労働総研クォーターリー』の発行

2020-21年度、『労働総研クォーターリー』は次のとおり発行しました。定期発行に一時乱れが生じましたが、定期発行に戻すべく努めています。

・No.117(2020年夏季号) 特集「安心して暮らせる公的年金へ」(20年9月発行)

・No.118(2020年秋季・2021年冬季合併号) 特集「新型コロナウイルス問題と労働現場」(20年12月発行)

・No.119(2021年春季号) 特集「真のジェンダー平等の実現をめざして―労働運動の新天地―」(21年5月発行)

- ・No.120 (2021年夏季号) 特集「SDGsと労働運動」(2021年11月)
- ・No.121 (2021年秋季号) 特集「『若者の仕事と暮らしに関する実態調査』結果報告」(22年3月発行)
- ・No.122 (2022年冬季号) 特集「コロナ危機による雇用と働き方の変貌と政策・運動の課題①」(22年5月)

(9)「労働総研ニュース」の発行

2020-21年度は、以下のとおり「労働総研ニュース」を発行しました。

【2020年】

- ・6月号 新型コロナウイルス対策のあり方を探る——「感染問題を巡る動き」&「自治体の給付金・支援策」調査について——
- ・7月号 新型コロナウイルス災禍における労働者の休業とその保障——ドイツ及び韓国の場合
- ・8・9月号 労働運動総合研究所2020～21年度定例総会方針(案)
- ・10・11月号 労働運動総合研究所アニュアル・レポート～2019年度
- ・12月・2021年1月号 「若者の仕事と暮らしに関するアンケート」調査結果報告

【2021年】

- ・2・3月号 2021年春闘提言「今こそ内部留保を活用して日本経済の再生を！—新型コロナ危機をチャンスに—」
- ・4月号 財界のデジタル化を強調した新成長戦略は労働者をどこに誘導するか—日本経団連「経営労働政策特別委員会報告」批判—
- ・5月号 「コロナ危機のもとで生活に困窮する失業者等を行政が支えるために」提言の作成について
- ・6月号 米アマゾン労組結成の運動と今後の展望
- ・7月号 英国における「公共サービスの再公営化」運動の前進—英国労組のパンフレットから
- ・8・9月号 労働運動総合研究所アニュアル・レポート～2020年度
- ・10月号 広がるアマゾン労働者の組合結成

のたたかい、緊急アピール「ただちに国会を開催し、新型コロナ感染対策に全力を」

- ・11月号 2021年最低賃金改定の特徴と目安全協の動向
 - ・12月号 社会保障運動の前進の力に—『社会保障運動入門』の発刊に際して
- 【2022年】

- ・1月号 ①日本で過労死をなくしてゆくために、②「本格的な労働時間短縮への挑戦」をめざす運動が始まった
- ・2月号 2022年春闘提言「新自由主義からの転換に相応しい賃上げを一低成長だから賃金を上げられないのか、賃金を上げないから成長できないのか—
- ・3・4月号 ①なぜ日本の労働時間は長いのか～働き方の現状と課題を問う、②コロナ禍の働き方と財界戦略
- ・5月号 大企業の内部留保に適正な課税を

(10) 公開研究会

2021年12月3日、労働時間健康問題研究会主催(共催=金属労働研究所時短研究部会、協賛=公益財団法人社会医学研究センター)による公開研究会(I部:日本の長時間労働、コロナ禍の働き方、過労死、II部:日本の労働時間短縮闘争)を会場・オンライン併用で開催し、「労働総研ニュース」2022年1月号および3・4月号に公開研究会の内容を元にした原稿を掲載しました。

中小企業問題研究部会は、毎回の研究会(一部を除く)への参加を会員以外にも呼びかける公開方式をとりました。

(11)新型コロナ対策に関する緊急アピールの発表

新型コロナウイルスが労働者・国民の生活、権利・雇用に大きな影響を及ぼしていることから、全国研究交流会の場で代表理事の呼びかけによる「ただちに国会を開催し、新型コロナ感染症対策に全力を一感染爆発と医療崩壊を招いている菅自公政権の無為無策、さらに国民世論と国会を無視する横暴・専制に抗議する。」と題する緊急アピールを採択し、ホー

ムページおよび「労働総研ニュース」(2021年10月号)に掲載しました。

(12) 他団体との協力など

①産別会議記念労働図書資料室との共同運営により、堀江文庫をはじめ労働図書など資料の収集、整理、公開を行っています。労働図書資料室では、蔵書・資料の整理を進めており、図書の分類項目の一覧をホームページに掲載するなど一般の利用に供しています。

②労働法制中央連絡会に代表委員、事務局員を派遣し、必要な役割を果たしています。

③公益財団法人全労連会館に理事を出し、理事会に出席しています。

5 研究所の運営に当たっての課題

冒頭の「会員の状況」でもふれたように、会員の高齢化を反映して、退職・高齢・病気を理由とする退会者が近年増えています。一方で、一部の会員の働きかけにより若手の研究者、組合活動家も入会していますが、退会者の数を埋めるには程遠いのが現状です。

また、若手会員(特に研究者)の多くは首都圏以外に在住しており、これまでのような研究部会中心の活動だと、労働総研の活動に日常的に参加する機会がほとんどなく、せっかく労働総研の会員になっても持てる力を発揮する場が得られないという問題もあります。新型コロナ禍で、オンライン研究会が広く開かれるようになってきていますので、その活用が今後の研究所活動にとって大きな意味を持つものと考えられます。

労働組合活動に対する財界や政府の攻勢がかつてなく強まっている今日、「(労働総研の設立は)新しいナショナルセンター・全国労働組合総連合との緊密な協力・共同のもとに、運動の発展に積極的に寄与する調査研究・政策活動をすすめるためのものである。また、それは労働運動にかかわる全国各地のさまざまな分野の民主的研究者・研究諸団体などに、労働運動との協力・共同の場を提供するものでありたい」(1989年12月の「設立趣意書」から)との決意で設立された労働総研は、上記

のようなさまざまな困難を抱えつつも、全労連をはじめとしたたかう労働組合および広範な社会運動とも連携して、今日の社会情勢にこたえる研究活動を行うことが求められており、それにふさわしい運営体制を確立することも重要な課題となっています。

第3号議案 2022年度事業計画

1 事業の目的と活動の基本方針

昨年12月15日に設立された一般社団法人労働運動総合研究所(以下、「本法人」と言います)は、1989年12月に設立された労働運動総合研究所(以下、「労働総研」と言います)の目的・事業・活動を引き継ぎ、法人化した団体です。

労働総研は、「運動の発展に積極的に寄与する調査研究・政策活動をすすめる…労働運動にかかわる全国各地のさまざまな分野の民主的研究者・研究者団体などに、労働運動との協力・共同の場を提供する」(「労働運動総合研究所設立趣意書」)ことを目的としてスタートしました。そして、設立以降、学者・研究者、労働組合活動家(現役役員及び役員経験者など)などが参画する調査研究・政策活動、定期発行物をはじめ多くの刊行物の発行を通じて日本の労働組合運動・社会運動の前進に寄与し、平和で誰もが安心して働き、生活できる社会の形成に貢献してきました。

労働総研は規約で、①経済・社会・労働問題の理論研究、調査研究、政策に関する提言、②上記に関する資料の収集と情報の提供、③研究発表等に関する刊行物の発行、④シンポジウムの開催、講師の派遣・幹旋(紹介)、⑤会員等からの委託研究・調査、⑥国内、国外の民主的な研究機関との連携、共同研究、共同調査、⑦上記に関する必要な広報活動、⑧その他目的を達成するために必要な事業を行うことを定め、日本の労働組合運動・社会運動に寄与することに努めてきました。

本法人はそれを引き継ぎ、「当法人は、経済・社会・労働問題に関する調査研究、政策

提言等を行い、労働・社会運動の必要に応え、国民生活の充実向上に資し、もって誰もが安心して働き、生活できる社会の形成に寄与することを目的とする」(定款第3条)とし、この目的を実現するための事業として、①経済・社会・労働問題に関する調査研究、②労働者の要求実現に関する政策・提言の作成・発表、③研究発表等に関する定期刊行物の発行その他の出版活動、④シンポジウム・セミナーの開催、⑤広報活動、⑥その他当法人の目的を達成するために必要な事業(定款第4条)を行うこととしています。

上記の各事業はすべて、「誰もが安心して働き、生活できる社会の形成に寄与すること」を目的とし、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものです。本法人は今後も以下のことを基本に、幅広い研究者及び労働運動・社会運動関係者と連携しながら、目的・事業に沿った活動を行っていくこととします。

2 「経済・社会・労働問題に関する調査研究」事業について

「経済・社会・労働問題に関する調査研究」は、日常的な調査・研究活動を通じて日本の労働組合運動・社会運動に寄与する本法人の基本的な活動です。研究成果は、出版物及びホームページなどで広く社会に公開するよう努めます。また、公益財団法人全労連会館との共同運営契約書に基づいて、引き続き「産別会議記念労働図書資料室」を共同運営し、収集した労働運動、社会運動、平和運動関係の資料・図書を一般の閲覧に供していきます。

日常的な研究活動としては、研究所プロジェクトの推進と、研究部会(①賃金・最低賃金問題研究部会、②女性労働研究部会、③中小企業問題研究部会、④労働時間・健康問題研究部会、⑤労働組合研究部会、⑥労働運動史研究部会、⑦社会保障研究部会、⑧関西圏産業労働研究部会)の活動を中心に行っていきます。

研究所プロジェクトについて、2022年度は「労働組合への若者の結集の条件」の最終年度として、労働組合との対話・意見交換などを

企画します。また、新しい研究所プロジェクトの企画・立案にも取り組みます。

研究部会体制のあり方に関する検討チームの検討を引き続き行い、22年度中には検討結果のとりまとめをめざします。

労働総研に求められる今日的な研究テーマに迅速に対応し、全労連運動への寄与を図る観点から、テーマを絞った研究会の設置も検討します。

オンライン研究会の開催など、日常的な調査・研究活動に首都圏及び関西圏以外の会員も参加できるよう工夫をこらします。

3 「労働者の要求実現に関する政策・提言の作成・発表」事業について

労働条件改善、最賃引き上げの経済波及効果など、労働組合、社会運動の各種活動に活用され、平和で誰もが安心して働き、生活できる社会の形成に寄与する政策・提言の作成・発表に努めます。

4 「研究発表等に関する定期刊行物の発行その他の出版活動」事業について

定期刊行物として、『労働総研クォーター』(年4回)、『国民春闘白書』(全労連との共同編集)を発行していきます。

『労働総研クォーター』(季刊)は、経済・社会・労働問題の理論研究、調査研究に関する成果を発表しており、会員のほか、会員以外の学者・研究者、労働組合活動家などにも執筆に協力してもらっています。研究者・労働組合活動家の関心、問題意識に見合った内容となるよう、編集委員会の充実に努めます。

『国民春闘白書』は、春闘に向けた学習・宣伝資料としてより活用される内容とするともに、全労連と協力して発行部数の増加に努めます。

5 「シンポジウム・セミナーの開催」事業について

本法人が行う調査・研究成果などを発表する場として、公開研究会、シンポジウムなどを開催します。特にここ数年開かれていない

シンポジウムの企画に力を入れます。

研究部会はこれまで、部会メンバーを対象とした開催が中心でしたが、分野横断的なテーマ設定も重要となっており（例えば、最低賃金の引き上げと中小企業や地域経済への波及効果など）、研究部会の枠を越え、場合によっては会員以外にも参加を呼びかける公開研究会、シンポジウムの開催なども追求します。

6 「広報活動」事業について

本法人が会員向けに毎月発行している「労働総研ニュース」を定期発行します。また、調査・研究活動をはじめとする本法人の活動をホームページに掲載して、会員以外にも広く周知されるようにします。さらに、ホームページの内容の充実にも努めます。

研究部会報告

・女性労働研究部会（5月19日）

「パワハラ・セクハラの実情と課題」について橋本佳子弁護士が報告した。パワハラ・セクハラ・マタハラ・カスハラ（顧客等職場外から）などさまざまなハラスメントが横行しており、厚労省の個別紛争解決制度の相談の1位を占めている。適応障害・休職・退職に追い込まれる例も少なくない。弁護士への相談も多いが、多くは在職中に声を上げられず、休職や退職後の相談になり、退職や金銭解決が多い。解決の具体例では「2年にも及ぶ肉体関係を迫られ、会社の相談窓口相談しても何もせず。弁護士交渉で加害者の転勤を要求し、加害者をオンライン勤務として出勤させず、250万円の慰謝料を支払わせた」という事例もある。今後の課題として、ILOハラスメント条約を批准し、均等法・育児介護休業法・労働施策総合推進法等を改正し実効性のある禁止規定とすること、救済のための独立人権機関の充実と司法救済の保障・低すぎる慰謝料の引き上げ、労働組合が事業主にハラスメント宣言の協約や就業規則に禁止条項を盛り込むとりくみなどが論議された。

・中小企業問題研究部会（6月10日）

「労働総研クォーター」2022年秋季号(No.125)中小企業特集「新型コロナ禍・日本型グローバリゼーションと中小企業」の発行について、執筆予

7 日常的な法人運営の整備について

本法人は設立から半年余りと間がないことから、法人運営を円滑に行っていく上でさまざまな課題をかかえています。

法人運営上の諸課題を解決していくため、臨時理事会の随時開催も含め（通常理事会は年2回）、規則・規程の整備などを着実に進めます。特に、研究活動の企画・立案と日常的な法人運営の機能分立を進め、一部役員に過重な負担がかからないように努めます。

事務局に事務局員を配置し、会の日常業務の円滑化を図ります。

ホームページを充実させ、本法人の活動が広く知られるように努めます。

顧問、研究員については、その人選などを理事会で検討します。

定者6名の討論でその企画案を確認した。会議では、事務局の中島理事より、前回4月部会の討論のまとめ（斎藤事務局次長の企画原案）をベースに、松丸部会長との具体化作業による企画案を説明し、討論した。確認された企画案は、①総論を吉田敬一駒澤大学名誉教授が担当し、図表解説とする、②課題別研究として、全労連の中小企業政策、今年最賃審議、海外事例（ドイツ、韓国最賃と中小支援）、下請二法問題、中小企業の景況など6本を各委員（一部非会員）が分担する、③単産からの報告として、中小企業関係6単産に依頼する、④業者・政党の立場から、各委員と協力者の報告などを掲載するとしている。

6月の研究活動

6月10日 中小企業問題研究部会
27日 賃金・最賃問題研究部会

6月の事務局日誌

6月9日 労働法制中央連絡会事務局団体会議
12日 一般社団法人労働運動総合研究所2022年度第1回理事会
14日 労働法制中央連絡会批判検討会
21日 2021年度会計監査
25日 一般社団法人労働運動総合研究所2022年度第2回理事会

2022 年度定時社員総会招請状

一般社団法人労働運動総合研究所
社員各位

2022 年 7 月 7 日

一般社団法人労働運動総合研究所
代表理事 桑田 富夫
代表理事 松丸 和夫

日頃のご協力・ご援助に感謝します。

一般社団法人労働運動総合研究所の定款に基づき、2022年度定時社員総会を開催します。

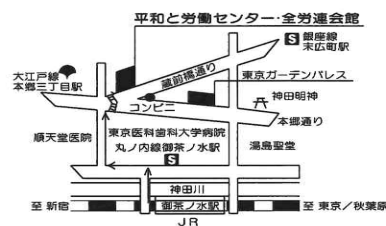
昨年 12 月 15 日に設立された一般社団法人労働運動総合研究所の初めての総会です。
社員の皆さまのご出席をよろしくお願いいたします。

総会は、会場とオンラインによるハイブリッド型開催とします。

記

日 時	7月30日（土）午後2時～4時
場 所	全労連会館2階ホール（会場案内図参照）およびオンライン（Zoom）による開催
議 題	第1号議案 2021年度事業報告 第2号議案 2021年度決算報告 第3号議案 2022年度事業計画 第4号議案 2022年度予算 第5号議案 理事・監事承認 第6号議案 理事・監事の報酬の額について

会場案内図



連絡事項

- 1 出欠については、別紙の「議決権行使について」に必要事項をご記入の上、返信用封筒、メールまたはFAXで、7月20日(水)まで必着で事務局あてご返送ください。

※議決権については、社員1人(団体も1人と数えます)について1個とします。
オンラインでご出席の方には、連絡をいただいた後にZoomミーティングURLを送りますので、メールアドレスの記載を忘れないでください。
- 2 新型コロナウイルスの感染が収束状態とは言えないことから、総会終了後の懇親会は行いません。
- 3 総会会場は、換気および出席者同士の十分な間隔確保に努めます。感染防止のため、マスクの着用をお願いします。

2022 年度定例総会招請状

会員各位

2022 年 7 月 7 日

労働運動総合研究所

代表理事 桑田 富夫

代表理事 松丸 和夫

日頃のご協力・ご援助に感謝します。表題の会議を規約第 18、19、20、21 条に基づいて開催します。

労働運動総合研究所は昨年 12 月 15 日に一般社団法人労働運動総合研究所を設立し、事業・業務を順次一般社団法人に移行させていますが、残務処理等のためにしばらくの間は従来の労働総研（一般社団法人と区別するため「権利能力なき社団」と言います）も併存させます。残務処理が完了した段階で、一般社団法人に完全移行する予定ですが、今回の定例総会ではそのための手続きについても提案しています。

総会は、オンライン（Zoom）による開催とします。ご理解・ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

記

日 時	7 月 30 日（土）午後 1 時～2 時
場 所	オンライン（Zoom）による開催
議 題	1 2020-2021 年度における活動報告 2 2021 年度会計報告 3 2021 年度監査報告書 4 一般社団法人・労働総研への移行について 5 「権利能力なき社団」労働総研に会員として残る者の範囲 6 2022 年度役員選出

連絡事項	出欠については、別紙の「議決権行使について」に必要事項をご記入の上、返信用封筒、メールまたは F A X で、 <u>7 月 20 日（水）まで必着で事務局</u> あてご返送ください。 オンラインでご出席の方には、連絡をいただいた後に Zoom ミーティング URL を送りますので、メールアドレスの記載を忘れないでください。
------	---